

役員等報酬規程

昭和 49 年 4 月 1 日
施行

| | | |
|----|-------------------|-------------------|
| 改正 | 昭和 50 年 4 月 1 日 | 昭和 52 年 3 月 31 日 |
| | 昭和 54 年 5 月 30 日 | 昭和 54 年 9 月 28 日 |
| | 昭和 54 年 12 月 21 日 | 昭和 55 年 12 月 24 日 |
| | 昭和 57 年 1 月 13 日 | 昭和 59 年 2 月 29 日 |
| | 昭和 60 年 2 月 6 日 | 平成元年 1 月 19 日 |
| | 平成元年 2 月 28 日 | 平成元年 12 月 7 日 |
| | 平成 2 年 2 月 28 日 | 平成 2 年 11 月 27 日 |
| | 平成 3 年 12 月 6 日 | 平成 5 年 1 月 18 日 |
| | 平成 5 年 12 月 3 日 | 平成 6 年 12 月 9 日 |
| | 平成 8 年 2 月 7 日 | 平成 11 年 10 月 27 日 |
| | 平成 12 年 12 月 27 日 | 平成 14 年 6 月 26 日 |
| | 平成 14 年 12 月 18 日 | 平成 15 年 11 月 26 日 |
| | 平成 19 年 11 月 28 日 | 平成 21 年 6 月 24 日 |
| | 令和 2 年 4 月 1 日 | |

題名改正 平成 24 年 2 月 22 日

(目的)

第1条 この規程は学校法人沖縄国際大学(以下「本学」という。)の理事長、副学長及び常務理事(以下「常勤の役員」という。)、学外の理事及び監事(以下「非常勤の役員」という。)並びに評議員の報酬及び手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の報酬)

第2条 常勤の役員の報酬は本給、特別手当、入学試験手当及び退職手当とし、非常勤の役員並びに評議員については手当とする。

(報酬の支給)

第3条 役員等の報酬(特別手当、入学試験手当及び退職手当を除く。)の支給定日は、毎月 20 日(その日が休日にあたるときはその前日)とする。

(俸給)

第4条 常勤の役員の俸給月額(別表1)指定職俸給表のとおりとする。

2 理事長の俸給月額は指定職俸給表8号俸とする。ただし、学長と兼任の場合には、理事長

としての給与は支給しない。

3 常務理事及び副学長の俸給月額是指定職俸給表5号俸とする。ただし、本学専任教育職員が常務理事又は副学長を兼任した場合の給与は教育職員俸給月額との差額とする。また、本学専任事務職員が常務理事を兼任した場合の給与は事務職員俸給月額との差額とする。
(特別手当)

第5条 特別手当は6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、それぞれ基準日から起算して15日をこえない範囲内において、理事長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 特別手当の額はそれぞれ次の各号に掲げる額とする。

(1) 6月に支給する場合においてはその基準日現在において当該役員が受けるべき指定職俸給月額に100分の195を乗じて得た額

(2) 12月に支給する場合においてはその基準日現在において当該役員が受けるべき指定職俸給月額に100分の235を乗じて得た額

(3) 前(1)、(2)の特別手当を支給する場合においてはその基準日現在において当該役員が受けるべき指定職俸給月額の100分の20を各々の支給額に乗じて得た額を加算する。

(入学試験手当)

第5条の2 第2条の入学試験手当については、就業規則第47条別表1を準用する。

(退職手当)

第5条の3 常勤の役員を務めた者の退職手当については、その者が本学を退職する時に支給するものとし、本規程に定めるもののほか、国家公務員退職手当法を準用する

2 本規程と国家公務員退職手当法と抵触する部分については、本規程が優先する。

3 支給額算出にあたっては、第4条に定める指定職俸給月額に、それぞれの在任期間に応じた国家公務員退職手当支給率を乗じた額とする。

(非常勤の役員の手当)

第6条 非常勤の役員の手当は次のとおりとする。

(1) 理事手当 月額 30,000 円

日当 10,000 円(理事会出席の場合支給)

(2) 監事手当 月額 30,000 円

日当 10,000 円(勤務日数に応じて支給)

(評議員の手当)

第7条 評議員については評議員としての勤務日数に応じ、日当 20,000 円を支給する。

(月の中で就任又は退任した場合の報酬)

第8条 月の初日以外において新たに就任した役員に、就任当月分の報酬を支給する場合は、本給月額の日額に月の初日からその者が役員となった日の前日に至るまでの休日以外の日の数を乗じて得た額を本給月額から控除する。

2 月の末日以外の日において退職した役員に対する退職当月分の報酬を支給する場合は、本給月額の日額にその者が退職した日の翌日から月の末日に至るまでの休日以外の日の数を乗じて得た額を本給月額から控除する、ただし、死亡した者に対する報酬は死亡当月分の本給月額の全額を支給する。

(本給の日額)

第9条 前条に規定する本給の日額は、本給月額を当該月の休日以外の日の数で除して得た額とする。

(規程の改廃)

第10条 この規程を改廃しようとするときは評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経るものとする。

(細則の制定)

第11条 理事長はこの規程の運用について必要と認める場合は、細則を制定することができる。

(公表)

第12条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附 則

1 この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

2から26 省略

27 改正、この規程は、平成24年2月22日から施行する。ただし、第5条の3は、施行日現在において在職する常勤の役員経験者についても適用する。

28 改正、この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(別表1)

指定職俸給表

平成 20 年4月1日

| 号俸 | 俸給月額 |
|----|-----------|
| | 円 |
| 1 | 573,000 |
| 2 | 636,000 |
| 3 | 704,000 |
| 4 | 783,000 |
| 5 | 843,000 |
| 6 | 906,000 |
| 7 | 991,000 |
| 8 | 1,069,000 |
| 9 | 1,146,000 |
| 10 | 1,227,000 |
| 11 | 1,301,000 |
| 12 | 1,328,000 |